福島市告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

令和7年5月29日

福島市長　木幡　浩

氏名	佐藤　紗夏
住所	福島市宮代宝田前10－20　ル・グラン106
施術所名	DATEスポーツ整骨院
施術所の所在地	福島県伊達市保原町高子岡238番地の一部
指定年月日	令和7年5月1日